令和５年台風第13号により被災した被保険者に係る

（ 別　紙 ）

いわき市における福祉用具購入費の取扱いについて

＜本通知の取扱有効期間＞　購入日が、令和５年９月1日から令和５年12月31日まで

＜事務の流れ＞　※受領委任払

（１）被災被保険者は、福祉用具販売事業所（以下「事業所」）に、被災要件に該当する旨、申し出る

（２）事業所は、被災被保険者やケアマネジャーより、被災状況を聞き取り（り災証明書の確認でも可）、利用者負担分の請求を猶予する

（３）事業者は、被保険者に福祉用具を提供する

（４）事業所は、保険者（いわき市）に福祉用具購入費を申請する

　　※　申請書の福祉用具を必要とする理由欄に「台風13号による被災者」と明記する

（５）市は申請内容を審査し、事業所に保険給付率100％（上限10万円）とした保険給付を行う

※既に提出済で要件に該当する申請がある場合、介護保険課介護保険係(0246-22-1193)までご連絡ください。

